

富山県県産材利用促進条例について

富山県森林政策課

「富山県県産材利用促進条例」が平成28年9月30日に施行されました。

この条例は、県産材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、あわせて森林の適正な整備及び快適で豊かな県民生活の実現に寄与することを目的として制定されたものです。

県では、本条例の趣旨を踏まえ、市町村や関係団体などと連携して、県産材のより一層の利用促進に取り組んでまいります。

富山県県産材利用促進条例の概要

第1章 総則

○目的(第1条)

- ・県産材の適切な供給及び利用の確保により、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備と快適で豊かな県民生活の実現に寄与すること

○基本理念(第3条)

- ・事業者及び県民の主体的な取組に県が効率的に支援すること
- ・森林資源の循環利用の促進と森林の有する多面的機能の発揮に資すること
- ・県民の快適な居住環境の形成、癒しをもたらす生活環境の創造及び活力ある地域社会の実現に寄与すること

○県の責務(第4条)

- ・市町村と連携・協力して、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し実施

○関係事業者相互の連携及び協力(第5条)

- ・関係事業者(森林の施業、木材の製造・流通、建築物の設計・施工を営む者)の連携・協力

○事業者、県民の努力(第6条、第7条)

- ・県産材の利用の促進に自ら努め、協力

第2章 県産材の利用の促進の基本計画等

○基本計画(第8条)

- ・知事は、県産材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画を定めること

○協議会(第9条)

- ・県は、関係団体等により構成される協議会を組織すること

第3章 県産材の利用の促進に関する基本的施策

○林業の生産性の向上等(第10条)

- ・森林境界の明確化の促進や施業の集約化及び林業機械の高度化の促進、作業路網の整備
- ・林業を担う人材の育成及び確保

○県産建築材料の安定的な供給等(第11条)

- ・製造施設や流通関係施設の整備及び流通経路の合理化に対する支援
- ・県産建築材料の品質及び性能の確保及び適切な情報の提供の促進

○県産材を使用した建築物の建築等の促進等(第12条)

- ・県産材を使用した建築物(住宅・非住宅)の需要開拓のための支援
- ・木質バイオマスの有効利用や土木工事・工作物での県産材の利用を促進

○設計者等の育成及び確保(第13条)

○研究開発の推進等(第14条)

○事業者等の理解の増進等(第15条)

- ・広報活動等による事業者や県民の理解・協力と木育の推進



第4章 財政措置等